

ご親族が亡くなられたときの手続き

対象者と手続きの内容	手続きに必要なもの	窓口
国民健康保険・後期高齢者保険加入者 保険証の返却、訂正手続き。 葬祭費の請求。	国民健康保険証又は後期高齢者保険証 喪主の方の預金通帳、印鑑（みとめ可）	すこやか健康課 保険係 ☎52-1707 建設環境課 分庁総合窓口係 ☎55-0111
国民年金受給者 国民年金の死亡届または、未支給請求手続き。 （※）請求者は、生計を同じくしていた①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹⑦その他三親等内の親族の順です。	国民年金証書、請求者の印鑑（みとめ可） 死亡者と請求者（※）の戸籍謄本 死亡者と請求者の住民票（世帯全員） 請求者の預金通帳	総務課 総合窓口係 ☎52-1704 建設環境課 分庁総合窓口係 ☎55-0111
国民年金加入者 一定の要件により遺族基礎年金や寡婦年金、死亡一時金の手続きがあります。		
厚生年金受給者、または60歳未満の厚生年金加入者 日本年金機構にお問合せのうえ、お早めに手続きを行ってください。		日本年金機構・倉吉年金事務所 ☎26-5311
共済年金受給者、恩給受給者 それぞれの組合等にお問合せください。農業者年金は、農協で手続きをお願いします。		各組合、農協
障害者手帳をお持ちの方 身体障害者手帳・療育手帳 精神障害者保健福祉手帳の返還届	身体障害者手帳・療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳 届出者の印鑑（みとめ可）	福祉あんしん課 障がい福祉係 ☎52-1706 建設環境課 分庁総合窓口係 ☎55-0111

その他の手続き（お亡くなりの方の名義のものがある場合）

- 上水道、下水道の名義変更・・・建設環境課(分庁) 上水道 ☎55-7806 下水道 ☎55-7807
総務課 総合窓口係(本庁) ☎52-1704
- 町営、県営住宅入居者・・・建設環境課 住宅係(分庁) ☎55-7805
- ケーブルテレビ加入者・・・TCC ☎53-2565 企画政策課(本庁) ☎52-1708
- 町税各種(固定資産税等)・・・税務課(本庁) ☎52-1702
- 農地、森林の相続

相続により、農地、森林の権利を取得した場合は届出書を提出してください。

農地の借り手を探すときなど、お手伝いをします。

農地→農業委員会事務局（分庁）☎55-7809 **森林**→農林水産課（分庁）☎55-7802

特別医療受給者証、介護保険者証、印鑑登録証、住基カード、通知カード、個人番号カード、をお持ちの方は、返却ください。

<役場以外で行う手続き>

- N T T名義変更(承継)手続き・・・N T Tにお問合せください。(請求書をご確認ください)
- 金融機関の預金口座解約手続き・・・口座のある金融機関にお問合せください。
- 土地、建物の相続登記・・・法務局、司法書士に相談してください。
死亡診断書のコピー、戸籍謄本の原本、またはコピーが必要になる場合があります。